

別表第6(第19条関係)

様式第1

第1表

通信量記録 都道府県別通信量						年度分
都道府県	同一単位料金区域内通信回数	同一中継区域内単位料金区域間通信回数	加入者交換機接続通信回数	中継交換機接続通信回数 (加入者交換機を経由するもの)	中継交換機接続通信回数 (加入者交換機を経由しないもの)	
	同一単位料金区域内通信時間	同一中継区域内単位料金区域間通信時間	加入者交換機接続通信時間	中継交換機接続通信時間 (加入者交換機を経由するもの)	中継交換機接続通信時間 (加入者交換機を経由しないもの)	

注1 アナログ電話用設備(メタルインターネットプロトコル電話用設備を除く。)又は総合デジタル通信用設備(インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。)を用いて提供される音声伝送役務について記録すること。

注2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

注3 同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

第2表

通信量記録 都道府県別通信量				年度分
都道府県	同一中継区域内通信回数	中継区域間通信回数	関門系ルータ接続通信回数	
	同一中継区域内通信時間	中継区域間通信時間	関門系ルータ接続通信時間	

注1 メタルIP電話等(メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を用いて提供される音声伝送役務をいう。)、光IP電話(インターネットプロトコル電話用設備を用いて提供される音声伝送役務をいう。)及びワイヤレス固定電話(ワイヤレス固定電話用設備を用いて提供される音声伝送役務をいう。様式第2第1表において同じ。)の別に区分して記録すること。

注2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

注3 同一中継区域内通信回数の欄には発信回数を、同一中継区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

第3表

通信量記録 単位料金区域別通信量						年度分
単位料金区域	同一単位料金区域内通信回数	同一中継区域内単位料金区域間通信回数	加入者交換機接続通信回数	中継交換機接続通信回数 (加入者交換機を経由するもの)	中継交換機接続通信回数 (加入者交換機を経由しないもの)	
	同一単位料金区域内通信時間	同一中継区域内単位料金区域間通信時間	加入者交換機接続通信時間	中継交換機接続通信時間 (加入者交換機を経由するもの)	中継交換機接続通信時間 (加入者交換機を経由しないもの)	

注1 アナログ電話用設備(メタルインターネットプロトコル電話用設備を除く。)又は総合デジタル通信用設備(インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。)を用いて提供される音声伝送役務について記録すること。

注2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

注3 同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

第4表

通信量記録 単位料金区域別通信量					年度分
単位料金区域	アナログ電話呼率	総合デジタル通信サービス呼率	光IP電話呼率	自ユニット折返し比率	

第5表

通信量記録			年度分
項目名	数値	単位	
平均保留時間(アナログ電話)		秒	
平均保留時間(総合デジタル通信サービス)		秒	
平均保留時間(光IP電話)		秒	
平均保留時間(ワイヤレス固定電話)		秒	

1呼当たり信号数(アナログ電話)		信号/呼
1呼当たり信号数(総合デジタル通信サービス)		信号/呼

第6表

通 信 量 記 録		年度分
項 目 名	数 値	単 位
メディアゲートウェイ		bps
ゲートウェイルータ		bps
一般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。)		bps
網終端装置		bps

注 ゲートウェイルータ及び一般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。)については、品質クラス別に区分して記録すること。

様式第2
第1表

回線数記録 都道府県別回線数										
										年度末現在
都道府県	低速専用線二線式回線数	低速専用線四線式回線数	高速メタル専用線回線数	高速光専用線回線数	ATMデータ伝送回線数	ATM一心式専用線回線数	ATM二心式専用線回線数	光IP電話チャンネル数	事務用光IP電話チャンネル数	ワイヤレス固定電話回線数

注1 低速専用線二線式回線数の欄には低速専用線(専用役務のうち伝送速度が64キロビット毎秒未満のもの。以下同じ。)であって二線式のものにつき記録することとし、低速専用線四線式回線数の欄には低速専用線であって四線式のものにつき記録することとし、高速メタル専用線回線数の欄には高速専用線(専用役務のうち伝送速度が64キロビット毎秒以上のもの。以下同じ。)であって第一種指定端末系伝送路設備にメタルケーブルを設置するものにつき記録することとし、高速光専用線回線数の欄には高速専用線であって第一種指定端末系伝送路設備に光ケーブルを設置するものにつき記録すること。

注2 ATMデータ伝送回線数の欄には第一種指定中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行うデータ伝送サービスの回線数を記録することとし、ATM一心式専用線回線数の欄には第一種指定中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであって一心式のものにつき回線数を記録することとし、ATM二心式専用線回線数の欄には第一種指定中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであって二心式のものにつき回線数を記録すること。

注3 光IP電話チャンネル数の欄には光地域IP回線(第一種指定中継系伝送路設備に接続する光回線をいう。以下同じ。)を用いた音声伝送役務であって最大2チャンネルまで通信が可能なものにつきチャンネル数を記録することとし、事務用光IP電話チャンネル数の欄には光地域IP回線を用いた音声伝送役務であって最大8チャンネルまで通信が可能なものにつきチャンネル数を記録することとする。

第2表

回線数記録 単位料金区域別回線数等															
													年度末現在		
単位料金区域	住宅用加入電話回線数	事務用加入電話回線数	低速専用線回線数	高速専用線回線数	第一種公衆電話回線数	第一種デジタル公衆電話回線数	第二種公衆電話回線数	第二種デジタル公衆電話回線数	住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数	事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数	第二種総合デジタル通信サービス回線数	低速専用線加入者交換機折返し比率	高速専用線加入者交換機折返し比率	ATMデータ伝送加入者交換機折返し比率	ATM専用線加入者交換機折返し比率

注1 住宅用加入電話回線数の欄には、契約約款において加入電話サービスと規定するサービスであって料金表において住宅用と規定するものにつき記録することとし、事務用加入電話回線数の欄には、契約約款において加入電話サービスと規定するサービスであって料金表において事務用と規定するものにつき記録すること。

注2 第一種公衆電話回線数の欄には、契約約款において公衆電話サービスと規定するサービスであって社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から設置されるものにつき記録することとし、第一種デジタル公衆電話回線数の欄には、契約約款においてデジタル公衆電話サービスと規定するサービスであって社会生活の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から設置されるものにつき記録することとし、第二種公衆電話回線数の欄には、契約約款において公衆電話サービスと規定するサービスであって第一種公衆電話以外のものにつき記録することとし、第二種デジタル公衆電話回線数の欄には、契約約款においてデジタル公衆電話サービスと規定するサービスであって第一種デジタル公衆電話以外のものにつき記録すること。

注3 第二種公衆電話回線数の欄及び第二種デジタル公衆電話回線数の欄には、平時に避難所として指定されている場所等にあらかじめ加入者回線を設置し、災害等が発生した際に電話機を接続して通話の用に供されるものを含めること。

注4 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数及び事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数の欄には、契約約款において第一種総合デジタル通信サービスと規定するサービスにつき記録することとし、第二種総合デジタル通信サービス回線数の欄には、契約約款において第二種総合デジタル通信サービスと規定するサービス及び接続約款において総合デジタル通信端末回線伝送機能と規定する機能につき記録すること。

第3表

回線数記録 局別回線数							年度末現在
都道府県	単位料金 区域	局	ADSL地域 IP回線数	光地域IP回線数			
				光地域IPデー タ専用回線数	事務用光 地域IP回 線数		

注1 ADSL地域IP回線数の欄には第一種指定中継系伝送路設備に接続する非対称デジタル加入者線の回線数を記録すること。

注2 光地域IP回線数の欄には光地域IP回線の回線数を記録することとする。

注3 光地域IPデータ専用回線数には光地域IP回線数のうち専ら音声伝送役務以外の電気通信役務の提供の用に供する回線の回線数を記録することとし、事務用光地域IP回線数には光地域IP回線数のうち音声通信役務の提供の用に供する回線であって最大8チャンネルまでの通信が可能なものの回線数を記録することとする。

第4表

回線数記録 緊急通報専用線接続方式局別回線数				年度末現在
警察機関回線数				
都道府県	単位料金区域	局	専用回線回線数	
消防機関回線数				
都道府県	単位料金区域	局	専用回線回線数	

第5表

回線数記録 中継伝送専用機能に係る回線数				年度末現在
相互接続点の帰属する中継交換機等設置局	加入者交換機設置局	接続事業者	回線数	

第6表

回線数記録 中継伝送共用機能に係る回線数			年度末現在
相互接続点の帰属する中継 交換機等設置局	接続事業者	回線数	